

## 基本方針

新型コロナウイルス感染症（学校保健安全法に定める第一種感染症とみなす）について、本法人に関わるすべての学生・生徒・児童・園児（以下、生徒等という）・学生の健康と安全の維持、及びこれに関する不安を回避することを目的とし、下記のとおり定める。

### ○生徒等、教職員（現業含む）本人の感染が明らかとなった場合（各校共通）

- ・当該者が登校、出勤していた場合

感染が明らかとなった日から原則1週間から10日間程度の、または保健所などの指導による相当期間の学校閉鎖または学級閉鎖等とし、過去2週間の濃厚接触者（校内接触者に限る）の追跡を行い自宅待機等の必要な対策を講じる。また、その者に体調の異変等があった場合は、更なる濃厚接触者を追跡する。

- ・当該者が登校、出勤していない場合

感染が明らかとなった日から最低10日間の自宅待機とする。

### ○生徒等、教職員（現業含む）と同居する者の感染が明らかとなった場合（各校共通）

当該生徒等、教職員は原則10日間の自宅待機とする。

### ○感染者との濃厚接触が明らかとなった場合（各校共通）

当該生徒等、教職員は感染者と最後に接触した日から原則10日間の自宅待機とする。

上記のほか、各校行事等への対応など個別案件については各校の判断によるものとする。また文部科学省等からの指針が出されたとき、もしくは保健所等からの指導がなされた場合は、その内容に則することとする。

## 危機管理体制

